福祉・介護職員等特定処遇改善加算の見える化要件について

福祉・介護職員等特定処遇改善加算の算定にあたっては、以下の要件を満たしている必要があります。

①現行の福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）～（Ⅲ）のいずれかを算定

②福祉専門職員配置等加算を算定

③職場環境等要件に関し、複数の取組を行い、その内容をホームページ等で公開

当法人の具体的な取組（賃金改善以外）につきまして、以下のとおり公表いたします。

分類	内容
入職促進に向けた取組	他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験・有資格者にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築
両立支援・多様な働き方の推進	有給休暇が取得しやすい環境の整備
やりがい・働きがいの構成	利用者本位の支援方針など障害福祉や法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供

2023 年 4 月 1 日